

地域意見交換会アンケートの結果及び都市マス改定素案への反映について

【鶴嶺東地区・海岸地区・湘南地区・浜須賀地区・小和田地区・小出地区・松浪地区・松林地区】

都市マスタープラン意見交換会アンケート（鶴嶺東地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	—	—	—
交通体系整備（交通）	—	—	—
自然環境保全・緑地整備（みどり）	はしぐいの池 現在水が干あがって草が生えている。常時20cmの所に生物は何も棲めない。以前は白サギ、カモが飛来していたが、今は蚊の温床池？又、まわりはパイプで仕切り800年前の保存池とは思えない。余りにもお粗末すぎる。地域の声を取り入れて作るべきでした。	（庁内関係課へ伝達しました。）	—
都市景観形成（景観）	—	—	—
住環境整備（住環境）	電線の埋立て工事 南湖迄、その後は中々進まない。カラスが多くて困る。電線を拠点として近くの庭木などに巣をつくる。 また、舗装も南湖まできれいなのは駅周辺のみ。玄関口なので仕方ないと思うが余りにも違いすぎる。予定は？	●道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。 ●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。 （電線地中化については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（電線類地中化計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。 なお、国道1号の電線地中化や道路の維持管理等については、国の所管になりますので、当該の内容は国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理 6-5-3 住環境整備の方針 （1）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
都市防災	小出川に土が溜まって草が茂り川の流れが細くなっている。水害時は大丈夫でしょうか。（一国から北へ）側道は穴が多くなっています。	●道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。 ●隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。 （小出川の維持管理は県の所管になりますので、県と調整する庁内関係課へ伝達しました。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理 6-6-3 都市防災の方針 （1）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○雨に強い都市基盤の整備
その他	—	—	—

都市マスタープラン意見交換会アンケート（海岸地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	当地区は別荘地をスタートとする住宅地であるが、最近はミニ開発により、クラスター火災が問題となるほどの住宅密集地となっている。現在の環境を維持する為、今以上の開発制限を行うべきと考える。	●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。 ●高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 （低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成２４年２月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成２９年１２月１日に、準防火地域の指定を拡大しました。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。）	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	北二、三丁目に一次避難場所としての公園を確保。都市マスタープランでは、駅周辺を基盤とした取組が主体だが、北二・三丁目周辺では高齢者死亡が多くなり、相続の影響で土地を売却、そこに数軒の家が新築される現状。クラスター火災対応が最優先である。		6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成
	住環境要素を考慮したら、住居の密集化を極力控え、まちづくり構想につなげる。人口減少を当然と考えて、都会からの人口誘致につなげる。		6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	雄三通りに接している土地の申請の際に、セットバックの配慮も建坪率の規則もされていない模様です。市の長期的施策を明確にし、遵守すべきでしょう。		—
	警察、独身寮跡を海岸コミセンに利用してもらいたい。		—
	廃水路の処分。		—
交通体系整備（交通）	東海岸の南地区は路線バスの運行本数が減り、交通が不便になったことを理由とする高齢者が転居する例が散見され、この傾向は今後増加するものとする。車の運転、自転車の利用が出来なくなった高齢者のために、現在以上のコミュニティバスの運行が求められる。	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。 （環境面への配慮や高齢者等の移動手段を確保するため、地域の交通の特性を考慮し、路線バスやコミュニティバスに限定せず、デマンド型乗合交通や施設送迎バスの活用等、地域に適した乗合交通のあり方を検討します。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	排ガス車輛の減少を当然の要素と考え、併せてバス（電気、ハイブリット）使用の生活を拡大する方針を進める。		
	高齢化により買い物難民がいる。バス停の増設、コミュニティバスの充実。		
	茅ヶ崎駅南口より１３４号線までの雄三通りの車道と歩道部分のバリアフリー化、特に鉄砲通りから１３４号線までの歩道部分は車イスや走行車、自転車が安全に通れるように急ぐべし。同時に、無電柱化も進めてほしい。同様に一中通りの歩車道の整備も考えるべき。	●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備をめざします。 （雄三通りは県道であることから、市の都市計画道路や幹線市道の整備計画である「茅ヶ崎市道路整備プログラム」での位置づけがありません。また、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において道路特定事業として位置付けており、実施主体は県となっていますが、実施時期や方法は検討中となっています。市での事業化は難しいことから、整備や改良を県へ要望することが考えられます。→当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。 鉄砲道より北側の一中通りの整備は、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」において第２期整備区間へ位置づけられていることから、個別計画にて進捗の管理を行っていきます。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	雄三通りにおける歩道の整備（段差の解消他）		
	雄三通りの交通量調査の結果と今後の方針が明らかにされないまま何年が経過しているのですか。「一方通行」、「二階建て構造道路」などを検討されたのでは。	（雄三通り一方通行社会実験結果につきましては、ホームページで公開しています。雄三通りについては、様々な検討を行っていますが、未だ方向性が定まっていない状況です。）	—
	狭い道、道路が多いため、歩行者優先、安全運転の励行、自転車の運転マナーの向上等にさらに取り組むこと。広い道路では、歩道の確保、並びに自転車の走行レーンの設定は有効的な取組みである。	●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 ●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
交通体系整備 (交通)つづき	道路交通法では、歩行者は右側を通行することになっていますが、茅ヶ崎駅構内では左側通行を呼びかけていて、統一されていない為、歩きにくい。特に高砂通りは狭いので危険。	●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	せっかく造った海岸のサイクリングロード、台風が来るたびに砂が道路に積み上がり自転車の走行が不可能になったり歩くことも出来ない状態がある。専門家のアイデア（設計）で改善すべきである（県へ働きかける）。ここはお年寄りや子どもたちの唯一の散歩道でもある。	海岸の保全については、国、県、市の役割分担に基づき、適切に連携して対応できるように働きかけます。 →当該の内容は、県や国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。	—
	車いす利用などの弱者には特に考慮してバリアフリーや道路の整備などを計画してもらいたい。最後に年寄りや子どもたちも安心して安全に暮らせる街づくりが求められていると思います。	●歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。 ●駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、歩行者が安心して通行することができる環境整備をめざします。 （新都市マスタープランでは、まちづくりの基本理念として、バリアフリーやユニバーサルデザインを掲げていることから、道路整備等の際には当然のように配慮すべき事項としています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	南地区、北地区の道路をもっと広くしてほしい。	●狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
自然環境保全・緑地整備 (みどり)	宅地の狭隘化が進行する中で、緑地が減少している。開発地区で提供されている緑地も規模が小さく、緑地確保の抜本的解決策には程遠い。すでに手遅れ感もあるが境界壁の植栽化など手を打っていかないと、さらに状況は悪くなると考える。	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 （みどりに関する個別計画である「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定を実施しており、当該計画を反映した内容として、身近なみどりに関する方針を記載しています。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実
	市内に多かった松林や緑地が年々減少している。開発も良いが、良い環境を維持することも大切。		
	町内の樹木は減少しています。道路等、意識的に植樹するよう願います。		
	今のままでは少ないので、公園を海岸に造りみどりを増やす。	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	上下２車線となった１３４号線、中央分離帯には生え放題の雑草、市は県や国と一緒に草花などを植えることで環境を改善し、かつ、観光客を誘致する策を考えてほしい。縦割り行政から脱皮せよ。	国、県、市の役割分担に基づき、適切に連携して対応できるように働きかけを行います。 →当該の内容は、県や国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。	—

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市景観形成（景観）	すでに、海岸地区においては守るべき自然景観は失われている。ある意味完成された住宅地であり、現在実施されている規制を厳格に実施する以外には手はないと考える。	●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。 ●歴史的価値のある建造物の保存・活用や、浜見平地区や道の駅等の新たな拠点づくりに併せて、海岸地域の文化を体感・発信する公共空間づくりを進めます。	6-4-3 都市景観形成の方針 （１）景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全 ○歴史的史跡の保全
	先人が大切にしてきた現存する海、山などのまたとない景観を大切に、次の世代に引き継ぐ。		6-4-3 都市景観形成の方針 （２）屋外の生活を楽しめる空間をつくる ○魅力ある公開空地や公共空間の創出
	電信柱を地中に入れて下さい。	●道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。 ●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。 ●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。 （電線地中化については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（電線類地中化計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。また、現在改定中の茅ヶ崎市景観計画においても、道路の景観形成基準として方針を位置付けております。）	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
住環境整備 (住環境)	茅ヶ崎市でも代表的な住宅地であったが、開発が進み、状況は大いに変わっている。時代の変化の中で仕方がないことも思う。今までの別荘地的な住環境から変化に伴う、あるべき住環境を考え、「まちぢから協議会」などを中心として、住民自らの活動が求められると思う。	●人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。 ●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	環境的には住みやすいと思うが、ビルなどの高いものはあまり望まない。		
	人口減を考慮に加えたら、高層建築物や鉄筋仕様の住居を少なく、控えて建築する。	●高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。 （今後、人口減少とともに空き家等の発生が予測されていることから、高層建築物等の住居は自然に減少するものと考えられます。）	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成
	昨今のカラスの増え方は、異常ですが「駆除」や「保護」の方策がとられているようには見えない。生ごみ（燃えるごみ）処理対策は自治会「未加入者」（世帯）の協力とカラス対策の両面から取り組む必要があるはず。自治会への協力を要請する一方で、転入者や「未加入者」（世帯）への対応を市が徹底してください。	ごみ置き場は、一定規模以上の開発行為に対しては、場所や形状についての規制がありますが、戸建ての建替では規制がかからない状況です。環境部局と情報共有し、指導等の対応を図ります。 →当該内容は、庁内関係課へ伝達しました。 （ごみに関する問題については、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」（環境部局）で対応を図ります。）	—
	大きい家が売却され、建売住宅がどんどん増え、週２回の生ごみのケースが道路に所狭しと並んでおり、車の通行にも支障をきたしております。市としての対策をお願いします。		
	ごみ問題は茅ヶ崎市のみならず全国的なものであるが、各行政ではいろいろ知恵を絞って問題を解決している。美しい街、住み良い街になるよう、ごみ問題を積極的に考えてもらいたい。生ごみの戸別収集化、資源ごみの集積所分散化（現在３０世帯以上で１か所と条例で決められているが、せめて１０世帯程度に引き下げ）、マンションやアパートなどの管理会社・オーナーのごみ管理義務付け等。これらの会社やオーナーは地元にはおらず東京など近郊にあったり住んでいたりするため減多に現場へは来ない。		
	台風、豪雨による浸水被害を減少させるため、下水道の雨水・汚水の配管の分別化。	●日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を未然に防ぎ、下水道サービスを常に確保するため、公共下水道施設維持管理計画に基づき、老朽化した管路やポンプ場等下水道施設の計画的な改築に努めます。 ●浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。 （合流区域は整備済みの区域であり、分流化の計画はありませんが、下水道施設の適切な維持管理を行うことに加え、土地利用の改変に応じて設置する貯留、浸透施設などの雨水流出抑制対策を推進しております。また、地域的に浸水が発生しやすい場所に関しては、既設の下水道施設の能力の範囲内において流下先を変える等の改良を行うことにより、浸水の軽減を図っております。）	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○雨に強い都市基盤の整備
	各自治会に最低１ヶ所の公園。	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実
	公園を整備（樹木、花壇、遊具の充実）。幼児から大人まで楽しめる綺麗な公園。	●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	住民の高齢化に伴い空家が増加しつつある、空き家状態が長く続くことは付近の防犯上からも好ましくない。そこで行政側から何らかの助成的なサービス（市の施設として）住民に開放する等できないか。	●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進
	空家を市が借入れ、自治会館として提供する等の空家対策をしてはどうか。		
	空家対応を考慮し、公園部分の拡大につなげる。空間の拡大は防災にもつながり、個人住環境改善に寄与すると考えて積極化することが望ましい。		
	空家の対策。		

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市防災	当地区の防災上の課題は、クラスター火災への対応である。現在、行政の支援を受けて地域をあげて感震ブレーカーの設置に取り組んでいる。しかし、法的な設置義務が課されていないため、「賽の河原の石積み」になりかねない。	●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。 （感震ブレーカーの法的な位置づけへの要望を学識経験者等を通じて引き続き実施します。）	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備 （３）自助・共助による取組の促進 ○地域と取り組む防災対策
	感震ブレーカー設置を徹底して、クラスター地域の汚名を返上し、周囲に空間を持つ街づくりを考える。		
	感震ブレーカーの普及に関して、自治会に加入していないアパートなどへの対策をどうするのか。		
	道路に面したブロック塀や大谷石塀、その他の安全性のチェックと所有者への行政よりの強い指導による早期の改修を進める。改修工事への補助金制度も考えるべし。	●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。 （危険ブロック塀等の解消に向けた助成制度については、平成３０年度下半期より緊急措置として「沿道景観形成事業」により工事費に対する助成を行っております。平成３０年度以降につきましては、新たな助成制度の検討を行ってまいります。）	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
	未だブロック塀が多々あります。通学路は特に改善するよう補助金を出してでも安全な塀に変更するように。		
	道路が狭く、ちょっと中へ入ると迷路のような細い道が続く、道路の中寄りに電信柱がデンと立っているおかしい道路、倒れそうなブロック塀や垣、大地震では大きな被害をもたらす原因となろう。直ちに行政が主導して解決策を導いてほしい。		
	広域避難の場所の明示があるがどこにいけば良いか解りにくいよう感じます。また、当市においては、津波の対応はどの様に考えるのか明確ではない様に思う。	●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。 ●災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を十分に維持できるように、必要な整備を進めます。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 ●避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害情報の伝達体制の整備 ○災害に備えた機能の整備 （３）自助・共助による取組の促進 ○地域と取り組む防災対策
	近隣地域内での避難所、また、コミュニティ的な会館もなく、防災を含めた地域活動に支障がある。		
	大規模災害や津波などの避難所は海側の地域に少なく、避難者数も住民全員をカバーできるか疑問である。見直しを更に行って住民の不安を払拭してもらいたい。		
	道路の拡幅、消火栓の拡充。	●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
その他	地区ごとに進みが違いすぎなので、全体のバランスをとってほしい。	●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。 （都市マスタープランでは、全市の大きな都市づくりの方向性を示しています。引き続き、ワークショップや講習会等を通して市全体の防災意識が向上するよう努めてまいります。）	6-6-3 都市防災の方針 （３）自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上 ○地域と取り組む防災対策
	本プランは将来を見据えた、実現可能なプランだと思います（長期プランともいえませんが）。プランを進めるにあたり、第一優先は、ハード面すなわち道路整備の促進（土地利用、交通、景観、防災）が最重要分野ではないかと思う。その中で各分野への対応が生じると考えます。財政が厳しい中、他の市町村は進めて、整備されているが茅ヶ崎は大幅に遅れている。市民の共通の課題である。実現不可能に近いプランは、「夢物語」となるので、避けた方が良く考える。	今後も引き続き「安全・安心」「快適」「便利」の視点で都市づくりを継続して推進していきますが、財政状況が厳しい事を理解した上で工夫していく事として、今回新たに「茅ヶ崎らしさ（価値・魅力）を高める都市づくり」を位置づけました。	—
	（南西地区・特に東に位置する東海岸地区）高齢者が多数住む街、小学校や中学校などがあり、子どもが多く住み、活動している街、美しい海岸と海がある街。	将来都市像「多世代が共生している住みたい、住み続けたいまち」 ～みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市～ （これからの都市づくりは、茅ヶ崎をより「価値あるまち」にして、子どもからお年寄りまで様々な方に、色々な使い方をしていただき、「多世代が交流し、つながり、共生できるまち」をめざしたいと考えています。）	—

都市マスタープラン意見交換会アンケート（湘南地区）			
分野	内容 （ ）：個別に出された意見	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	高齢化に伴って発生する空き家、空き地を対象に企業誘致先として計画してほしい。 駅周辺から離れている場所に大小商業施設を考えてほしい。	●住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備をめざします。 ●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。 （今後発生する空き家、空き地等の利活用については、地域活性化やまちの魅力向上を目的に、土地利用方針や地域の意向も踏まえ、検討してまいります。）	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり 6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進
	農地として登録してあるが、農作物を生産せず、年に何回か畑を耕しているケースがみられる。行政として厳しくチェックして税金逃れを防いでほしい。	●本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。 ●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。 →当該内容は、庁内関係課へ伝達しました。 （遊休農地の確認として、年１回調査を行っています。）	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり 6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実
交通体系整備 (交通)	中島地区の交通空白地を整備していかないと、せっかく湘南地区に柳島スポーツ公園、道の駅等ができてても利用者の不便さおよび地域の活性化につながらない。	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。 （環境面への配慮や高齢者等の移動手段を確保するため、地域の交通の特性を考慮し、路線バスやコミュニティバスに限定せず、デマンド型乗合交通や施設送迎バスの活用等、地域に適した乗合交通のあり方を検討します。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	（柳島スポーツ公園まで通う公共交通の運行）		
	浜見平団地建替え計画で、歩道も広くして歩行者と自転車の通行帯を計画していたが、道路交通法の改正で自転車が車道側に追いやられている。市として将来像の歩行者と自転車のモデル通行帯としてみたらどうか。（自転車事故減少）	●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 →当該内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
自然環境 保全・緑地整備 (みどり)	（夢わくわく公園内の雑木の剪定をして、公園内を明るくして欲しい）	●公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、維持管理を進めます。 →当該内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
都市景観 形成 (景観)	電線地中化を進めているようだが、地域を指定し、モデル地区をまず、造っていただき電線がなくなるとこのような景観になるのを示して欲しい。	●道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。 ●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。 ●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。 →浜見平団地の建替えに伴い、鉄砲道より北側の左富士通りにおいて電線地中化が完了しています。また、浜見平地区の鉄砲道は現在整備中です。モデル地区として確認いただくことが可能です。 （電線地中化については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（電線類地中化計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。また、現在改定中の茅ヶ崎市景観計画においても、道路の景観形成基準として方針を位置付けております。）	6-4-3 都市景観形成の方針 （２）屋外の生活を楽しめる空間をつくる ○魅力ある公開空地や公共空間の創出 6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	（・街路脇の雑草を無くして欲しい）	●道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化を進めます。 →当該内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備 6-2-3 交通体系整備の方針 （１）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理

分野	内容 () : 個別に出された意見	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
住環境 整備 (住環境)	高齢化が進んでいるなか、買い物に苦勞する方が増えている。スーパーなどの平準化をして、誘致をしていただきたい。	●住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備をめざします。 ●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。 (環境面への配慮や高齢者等の移動手段を確保するため、地域の交通の特性を考慮し、路線バスやコミュニティバスに限定せず、デマンド型乗合交通や施設送迎バスの活用等、地域に適した乗合交通のあり方を検討します。)	6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり 6-2-3 交通体系整備の方針 (2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	これからの住宅開発には、現在の基準より厳しくしてごみ置場を敷地内に設けるようにしてほしい。	ごみ置き場は、一定規模以上の開発行為に対しては、場所や形状についての規制がありますが、戸建ての建替では規制がかからない状況です。環境部局と情報共有し、指導等の対応を図ります。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。 (ごみに関する問題については、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」(環境部局)で対応を図ります。)	—
都市防災	相模川築堤整備を進めるよう国に働き掛けていただくとともに整備計画の時期を明確にしてほしい。	●隣接する自治体及び国・県との連携により、相模川、小出川の河川改修や適正管理を進めます。 →当該の内容は、県や国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。	6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○雨に強い都市基盤の整備
その他	—	—	—

都市マスタープラン意見交換会アンケート（浜須賀地区）			
分野	内容 （ ）：個別に出された意見	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地 利用	幼児を持つ世代の戸建て購入急増（すぐには転居しない）	●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 ●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	自治会内のフリースペースない（鉄砲道渡るか遠い小和田浜公園）		
	一方、100坪超の旧宅の空き家問題深刻化。これは、官・民・地域の３者で予防・事後対応・フリースペース転用策などが肝要と思います。		
	（大きな土地小さく分割して売却し、家を建てることは、道路が狭くなり防火上、& クラスター予防にもいがかかと思う（消防車が立ち入れない））	●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 ●大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏まえた計画への誘導をめざします。 （低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成２４年２月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成２９年１２月１日に、準防火地域の指定を拡大しました。）	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
交通体系 整備 (交通)	（コミュニティバスの小廻りのきく家の近くまで利用できる交通手段の拡大を、本数の増便を。（現状の））	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。	6-2-3 交通体系整備の方針 （２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	（国道一号線茅ヶ崎駅付近の複々線化又は高架化）	●茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、環状道路の整備を進めます。 （茅ヶ崎駅を囲む環状道路（中海岸寒川線・新国道線・東海岸寒川線・柳島小和田線）を整備する事により、茅ヶ崎駅周辺に流入する車両を抑制し、歩行者や自転車を中心とした環境をめざします。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （１）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理
	（高齢ドライバーの免許返納者への支援を。逆に75歳以上は実技を厳しく。）	●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
自然環境 保全・緑地整備 (みどり)	火災延焼防止効果がいわれる銀杏の木を広域避難場所から試験植樹できないか	●みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を推進します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実
	（みどりがたくさんあるのは良いが、手入れや管理が不十分な家が多い。自治会等が責任をもって忠告や支援をして、見通しや害虫からの保護をしたら。）	●市民・事業者・行政の協働により、緑化推進や維持管理のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会う市民参加の仕組みの構築をめざします。 ●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （３）みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり ○多様な主体との連携 6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進

分野	内容 ()：個別に出された意見	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市景観形成 (景 観)	「景観＝空間＝都市防災の原点」。 空間には、「道路拡幅」「建屋間の空間」などを地域と協働で進めてほしい。	●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。 ●狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。	6-1-3 土地利用の方針 (1) 地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり 6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続 6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備 ○災害に備えた機能の整備
	(海岸の養浜は急いでやるべし。藤沢市や平塚市は先進している。)	●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします。 →海岸の養浜は県で実施しているため、県と調整する庁内関係課へ伝達しました。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 (1) 人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実
	(浜須賀歩道橋から見る富士山は素晴らしい。但し、電柱や電線等が視界に入り、(浜辺からは浜辺の構築物が) 外部からの訪問者に不評でもある。)	●道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。 ●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。 ●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。 (電線地中化については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（電線類地中化計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。また、現在改定中の茅ヶ崎市景観計画においても、道路の景観形成基準として方針を位置付けております。)	6-4-3 都市景観形成の方針 (2) 屋外の生活を楽しめる空間をつくる ○魅力ある公開空地や公共空間の創出 6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続 6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
住環境整備 (住環境)	エネルギー自由化で、既にマンション管理組合は共有部分での電力等大口契約で会員の利益を生んでいます。 権利能力なき社団である自治会ですが、まちぢから単位で「地縁団体化」を図り、エネルギー事業者との契約を図るなどの行動は、既に着手している私鉄による沿線住民サービスに匹敵する手法と考えています。（鉄道がなくてもできますよ！！）	●建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。	6-5-3 住環境整備の方針 (2) 安心して住み続けられる住環境の形成 ○住宅改善と良質な住宅供給の促進
	(明確に空き家と判断できる家等は、市が保有して貸し出しをする。団体への貸し出し時は、耐震、防火、保健衛生等々の規制をゆるめて欲しい。また、市が仲介して売り出し、買い取った人が責任を持って手入れをしてスラム化を防ぐ)	●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	6-5-3 住環境整備の方針 (1) 快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進
	(『見守り活動』市全体として見守り活動を一律制度組織化し(防災リーダーみたい)、特に小学生の登校・下校時の安全確保は重要。(交通事故や誘拐などへの対応))	●犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。	6-5-3 住環境整備の方針 (2) 安心して住み続けられる住環境の形成 ○地域の見守りの推進
都市防災	防災は詰まるところ、「景気」と同じで最後は「人の意識」の問題。 まずは、普通救命講習の防災版を策定してAEDと同様の啓発活動による意識を持つ人の拡がりから着手しても良いのでは？	●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-6-3 都市防災の方針 (3) 自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上
	(津波対策はもっとオーバーに考えられないか。例) 海底は地震で大幅に変化し(遠浅&強固などは無い)、大津波(20mとか)の原因となる。)	●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。	6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	(大地震時は、市役所からヘリを飛ばして、津波情報を咳々と流し「逃げろ」という様な命令口調を出すこと。生命を守るには命令しかない。)	●市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。	6-6-3 都市防災の方針 (1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害情報の伝達体制の整備
その他	—	—	—

都市マスタープラン意見交換会アンケート（小和田地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	辻堂駅西口周辺の大規模団地（例：公務員住宅、旧松下蓄電池工場等）の跡地利用について市独自の夢の開発プランを今から練り上げて置き、その時に備えるべきである。（旧松下乾電池工場跡地の開発では業者先行で市は後手に回った感じがしている。）	●人々が生活の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。 ●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	広大な公務員住宅の建て替え促進（学校との複合化を検討）	（辻堂駅西口周辺の大規模な土地の動向は、把握していません。）	
	辻堂駅の乗降客が今や茅ヶ崎駅より増加しており、今後更に菱沼や赤羽根地域にも世帯の増加が予想されているので、公共投資について辻堂駅西口地域への見直しを図る。	●茅ヶ崎駅周辺、辻堂駅周辺、香川駅周辺の都市拠点および浜見平地区の生活・防災拠点における、商業・業務・サービス機能・行政機能等の保全や向上をめざします。 （●藤沢市のまちづくりと関わりながら辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能等の保全や向上をめざします。※地域別構想 北東部地域での記載）	6-1-3 土地利用の方針 （２）足を運びたくなる拠点の形成 ○都市機能の集約の促進
	生産緑地地区に指定されながら実際には作物を作っていない広い土地を市で借り上げて（法改正や税制優遇措置も加えて）公園への転用を図る。	●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
交通体系整備（交通）	赤松通りから国道１号線へ出る左折車の渋滞が常態化しており、これに伴って赤松住宅側の道路を走る車が増加して危険なので、この渋滞解消策を推進する。	●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。 ●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （１）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理 6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	辻堂駅の快速停車を実施する。（既に乗降客は辻堂駅の方が茅ヶ崎駅より多い。）	●東海道本線については、現在の貨物線の旅客線化や、東京へ結ぶ路線の利便性の確保についてさらに鉄道事業者に働きかけます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○鉄道の輸送力増強
	自転車の駐輪場を辻堂駅西口に設置する（平塚駅に前例が有る）。	●駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	小和田地区内の幹線道路（赤松・小和田・赤羽根各通り）の拡張を行い、併せて自転車専用走行レーンを施設する事により通勤時での安全走行を図ると共に、災害時での介護者・高齢者の車による優先避難を図り、その他一般の人達の自転車（又は徒歩）での容易な避難行動が出来るようにする。	●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。 ●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 ●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （１）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
	国道１号線の東小和田～松林区間の上下線での電線地中埋計画の実行を促進する。	●道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き進めるとともに、だれもが快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。 →国道１号における電線地中化については、国の所管になりますので、当該の内容は国等と調整する庁内関係課へ伝達しました。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	市民の憩いの場の設置の一環として、現在の市の南側のみでなく北側も含めた市の外郭を一周出来るサイクリングロードを設置する。	●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
自然環境保全・緑地整備（みどり）	赤松地区に公園が集中しており公園の無い地区（本宿・代官・小桜各町・小和田1・2丁目・菱沼3丁目）にも子供達が集える公園やお花畑を増設する。	●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	単に緑地を残すだけでなく、これに伴って散策路やベンチ等を整備することによって市民がそこで緑に親しみ憩えるようにする。	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●自然環境や公共施設等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 （３）みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり ○多様な主体との連携
	市の指定天然記念物の「タブの樹」が小和田地区にも樹齢500年を重ねた樹が有ったのに5年前に伐採されてしまったという実に残念な事例があったが、これは宅地化という止むを得ない環境変化が起因したとは言え、市の担当課による配慮が必要であると思われ今後の「緑の保全を守り・更に育成する」という姿勢が必要である。	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地の面影を残すマツ林等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 ○歴史と文化が息づくみどりの充実

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市景観 形成 (景 観)	赤羽根第二青少年広場からの眺望が大変素晴らしい。しかし、少年達のスポーツ広場として使用時のみにしか開放されていないので、展望台などの設備を整えて常時使用出来るよう要望する。	●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-4-3 都市景観形成の方針 （１）景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全
	茅ヶ崎市の南側では茅ヶ崎市ゴルフ倶楽部が有って緑豊かであると共に富士山が見えて素晴らしいが、小和田地区で富士山が見える場所としては赤羽根の丘陵地帯の麓に広がる富士見ファームであり、後世に残す価値が有る景観としても、又災害時の一時避難場所としても重要な役割を果たす場所なので、市としても今後への配慮が必要である。	●農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクレーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。 ●自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。 ●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実 6-4-3 都市景観形成の方針 （１）景観資源と眺望を守り、継承する ○景観資源の保全と活用 ○眺望景観の保全
住環境 整備 (住環境)	空き家対策の一環として市が一時買い上げて活用し、道路や公園整備等で代替地が必要になった時にそれを利用するような対策を取る必要が有る。	●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進
	ゴミの集積については場所も狭いところが多くて住民の悩ましい問題であるが、その解消策のささやかな一つの方策としてカラスにやられ易いネットではなくBOX型の市からの支給を配慮が必要である。	→当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。 （ごみに関する問題については、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」（環境部局）で対応を図ります。）	—
	地震や火災等の災害発生時には、小和田地区の道路は袋小路で逃げ道に迷う所が多く又避難道路も狭い為にパニック状態に陥る事は免れないことが目に見えているので、対策が必要である。	●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備 （３）自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上 ○地域と取り組む防災対策
都市防災	クラスター火災の恐れがある地域であるので、耐震/耐火構造の家屋を建てるように市として誘導する必要が有る。又法規制/補助金制度等を整備する必要もある。	●大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。 ●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。 （発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成２９年１２月１日に、準防火地域の指定を拡大しました。今後、建て替え時等での不燃化（準耐火構造、耐火構造）が促進すると考えられます。）	6-5-3 住環境整備の方針 （２）安心して住み続けられる住環境の形成 ○住宅改善と良質な住宅供給の促進 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
	藤沢市との連携強化により、災害時の広域避難場所として神台公園や芙蓉カントリー倶楽部の利用促進を図る。	●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	犯罪防止の一環として、辻堂駅北側のテラスモールを含む駅西口から駅北口のエリアをカバーする「交番」の設置が必要である。	●犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-5-3 住環境整備の方針 （２）安心して住み続けられる住環境の形成 ○地域の見守りの推進
その他	—	—	—

都市マスタープラン意見交換会アンケート（小出地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	県道藤沢～寒川線の両側100mを市街化する。ー若い住民を増やす	（市街化区域を定めるにあたっては、概ね１０年後の人口及び産業の見通しを踏まえ、県が「市街地の拡大・縮小の可能性」、「良好な環境を有する市街地の形成」、「緑地等自然環境の整備又は保全への配慮」の視点から行っております。 市街化区域への編入については、全国的に人口が減少に向かう中では新たに指定を行っても人が住まないということが危惧されており、縮小する傾向にあります。 小出地区は、里山や田園の美しい風景、豊かな自然環境を有しており、「こころの豊かさ」を感じられる地区であると考えており、その地域の魅力を活かしたまちづくりの方針を都市マスへ位置付けております。）	ー
	県道小出～茅ヶ崎線の両側100mを市街化する。ー若い住民を増やす		
	超高齢化時代の医療費と介護費用を削減するための手段として農地を転用して有料パークゴルフ場（100m×300m）を開設する。料金500円/1日「末病」を改善して⇒医療費と介護費の削減		
	県立茅ヶ崎北陵高校の誘致		
	市街化区域が増加すれば人口も増え必ずや商店街も出来るはず		
交通体系整備（交通）	仮称慶応大学駅への接続市道を開設する（市道南北線の新設）ーぜひ実現に向けて実施してほしい（小出橋の整備と合わせて藤沢側道路は既に整備されている）	●周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ続く道路の整備をめざします。 （藤沢市の計画との整合に留意し、「藤沢市健康と文化の森・いずみの線延伸」として将来都市構造物に構想を位置づけています。今後のまちづくりにおいては、藤沢市の構想と整合を図りながら対応を進めて行く予定です。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （１）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理
自然環境保全・緑地整備（みどり）	ー	ー	ー
都市景観形成（景観）	ー	ー	ー
住環境整備（住環境）	住民人口を増やしてスーパーを誘致。ー買い物難民を解消する	●住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備をめざします。 ●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。 （環境面への配慮や高齢者等の移動手段を確保するため、地域の交通の特性を考慮し、路線バスやコミュニティバスに限定せず、デマンド型乗合交通や施設送迎バスの活用等、地域に適した乗合交通のあり方を検討します。）	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり 6-2-3 交通体系整備の方針 （２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	市街化調整区域内の公共下水道の整備を具体的に進めてほしい。 小出川や駒寄川が子供の頃のような自然豊かな川に戻したい（蛍が生息するような）。市街化区域になるまで待たずに実施してほしい。既に小出川沿いの地下（茅ヶ崎分側）には藤沢市の下水道が埋設されています。この下水道に各谷戸（大谷/細谷戸/中谷戸/・・・等）からの下水を接続すれば整備ができるはずです。	●北部丘陵や河川、海岸、農地、まちのみどりは、引き続き保全・再生を進めます。 ●市街化区域においては、公共下水道（污水）整備を進めるとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道（污水）の整備に努めます。 （市街化調整区域の公共下水道整備に関しては、今後の社会情勢の変化を踏まえ、市街化区域の整備が完了した後に、投資効果が高い区域を見定めて行うこととしています。なお、河川の水質に関しては、公共下水道整備によらなくとも、現在、合併処理浄化槽の普及が進む中で、徐々に改善してきているものと認識しています。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （２）生きものが生息・生育するみどりの確保 ○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成 6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
都市防災	ー	ー	ー
その他	ー	ー	ー

都市マスタープラン意見交換会アンケート（松浪地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	地区計画の推進	●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。 ●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。 （低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成２４年２月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成２９年１２月１日に、準防火地域の指定を拡大しました。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。）	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	土地開発時の規制逃れ対策		
	1軒だった所に3軒が出来る現実が今でもある。クラスター拡大に繋がる様な土地利用に歯止めをかけて欲しい		
	松浪地区は、テラス跡地再開発以降、「茅ヶ崎らしさ」を創り得る土地は極めて少なくなっています。行政による土地の公共利用を徹底しない限り、民間業者の開発に荒らされるばかりです。	●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。 ●都市拠点、大規模な開発行為等の整備に併せて、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。	6-1-3 土地利用の方針 （２）足を運びたくなる拠点の形成 ○都市機能の集約の促進 6-4-3 都市景観形成の方針 （２）屋外の生活を楽しめる空間をつくる ○魅力ある公開空地や公共空間の創出
	マスタープランの中に工業系ゾーンが見当たりませんが、市税が少ないなか、収入増の計画はないのか	●工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。 （松浪地区では工業・業務ゾーンは存在しませんが、工業・業務ゾーンがある地域においては、当該地の工業・業務の操業環境等の維持・向上をめざします。）	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	・南東部地域の「3-2-3 都市づくりの方針」の（1）地域特性を生かしたまちづくり ・住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。 ・工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。 ★上記文言を削除してほしい。理由は、 （1）既に、辻堂駅にはテラスモールがあり、隣の藤沢市、平塚市にも大きな商業施設があるので、商業地の整備には反対です。むしろ逆で、これからの少子高齢化を考えると、緑の空間、静かな自然環境を守ることが最重要。 （2）大規模施設の一つに「茅ヶ崎ゴルフ場」がある。県は、跡地利用の基本方針に沿って、再度事業者を募集するはず。ゴルフ場が開発され、戸建て住宅、商業施設、大型住居などが建設されると134号線浜須賀から富士を眺める景色が一変する。また、南東部に唯一残っている緑と生物の多様性が失われる。更に、学園通り、ラチエン通りは道路幅が狭く、賑わいを演出する事業は地元住民にとってマイナス効果になる。 （3）茅ヶ崎ゴルフ場は南東部地域の広域避難場所でもある。今回、新たに汐見台公園と松下政経塾が広域避難場所として設定されたが、避難面積は2平米/人より広いことが当然ながら良いはず。また、近年ゴルフ場はゴルフを楽しむ人専用の施設ではなく、近隣の住民、市民が楽しむことが出来る施設に変化してる所が多数ある。子ども達が安心して遊べる空間としての利用も可能なようにしていくべき。 以上より、「適正な土地利用を誘導する」のではなく、「現状の広さを持つ広域避難場所を確保し、緑の保全と生物の多様性を担保する」をキーワードとする方向に改めてほしい。	（（１）「・住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。」とは、高齢化が進む中で、多世代にとって快適な住環境実現のため、日常生活に必要な食料品等の店舗・診療所・保育園・公園等、生活に必要な都市機能が身近にある環境を目指す事を意味しています。具体的には、新しい大きな商業地を開発するのではなく、現在あるスーパー等の商業地を維持したり、必要な公園等を整備する事を指します。また、緑地空間や静かな自然環境の保全については、自然環境保全・緑地整備の方針（（１）人々がふれあうみどりの充実、（２）生きものが生育・生息するみどりの確保 で方針を記載しています。） なお、辻堂駅周辺等の都市拠点は、都市機能のうち、生活する上で身近に必要な施設である日用品を販売する店舗・診療所・保育園・公園等だけでなく、利用頻度は高くないが、なくてはならない（生活を楽しむためにあった方がよい）施設である市役所等の行政施設・映画館・本屋・銀行・図書館・旅行代理店・総合病院などが集約された、多くの人が行きたくなる場所であることを目指しており、住まいの近くの土地利用方針とは区別しております。） （（２）●工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用を誘導します。 ●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。） （（３）●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。）	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり 6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 6-4-3 都市景観形成の方針 （１）景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全 6-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
交通体系整備 （交通）	自転車交通の安全性の配慮…6m以上の道路にグリーンベルトを新設して欲しい。何故か鉄砲通の浜須賀地区だけ自転車道がある。整備計画を入れて欲しい。	●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （3）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	海岸の自転車道の整備、及び道の駅に駐輪場を設けることを計画にいれて欲しい。この際スタンドの無いスポーツタイプの自転車用の駐輪場が欲しい。	（自転車走行空間の整備については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（自転車ネットワーク計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。 なお、道の駅の駐輪場については、「茅ヶ崎市道の駅整備計画（平成28年3月策定）」にロードタイプのサイクルスタンドも含め、整備を位置づけております。）	
	学園通り、ラチエン通りは、市内の重要な幹線道路です。拡張計画を建築してください。	●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。	6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理
	（p11）小和田・中赤線は未着手となっていますが、「計画」はどのようにになっていますか、宅地化が進み当地区はもう無理と思われます。	●主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、住環境を良好に保全することに努めます。 （今後、都市計画道路の見直しを行う予定であり、都市計画道路として事業化の目処は立っていませんが、小和田中赤線は必要な路線として位置づけられています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （1）安全で快適な道路交通の基盤づくり ○道路網等の整備と維持管理
	コミュニティバスのような中型バスの本数を増やした方が茅ヶ崎市では有効ではないのか。中学生の部活動移動に自転車禁止もふまえて。	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。	6-2-3 交通体系整備の方針 （2）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
自然環境保全・緑地整備 （みどり）	公園の新設・保存、小和田消防跡地の公園化。 松浪地区では各自治会にあった借り上げ児童公園がどんどん失われています。住宅地にある公有地を利用して公園を整備する方針を計画に入れて欲しい。 保存樹林は私有地であるが、整備のガイドラインを計画に入れて欲しい。浜竹4丁目にある保存樹林は下草がはびこって暗く防犯上危険性が高い。	●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。 →当該内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-5-3 住環境整備の方針 （1）快適な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続
	（p3）基本理念に、「グリーンインフラストラクチャー」は「茅ヶ崎らしさ」を創生する大きな理念です。自然環境保全、緑地整備は大いに期待するところですが、茅ヶ崎らしさを高める都市機能が近接している環境を強化するどころか、現状すら維持できず緑は失われて行くばかりです。この理念・計画を緑の保全・創出に向けて、強力に進めてください。	（基本理念の「グリーンインフラストラクチャー」は、今後の都市づくりを行う上で根底の考え方となります。自然環境保全・緑地整備の方針だけでなく、全ての分野で「グリーンインフラストラクチャー」を意識した都市づくりを行ってまいります。）	—
	みどり、砂浜の減少をどうとらえているのか	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるようまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 ●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします ●北部丘陵や河川・海岸・農地・まちのみどりは、引き続き保全・再生を進めます。 （自然環境保全・緑地整備の方針で保全・再生等の方向を位置づけています。なお、みどりに関する個別計画である「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定を実施しており、当該計画を反映した内容として方針を記載しています。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （1）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実 （2）生きものが生育・生息するみどりの確保 ○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成
都市景観形成 （景観）	海岸環境の保全・整備、ゴミの問題	●海浜植物等海岸固有の生きものが生息・生育する海岸環境の保全・再生をめざします。 （ごみに関する問題については、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」（環境部局）で対応を図ります。） →当該内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （1）人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実
	鉄砲通り富士見町は、正面に富士山を見ることが出来る場所です。この景観を是非保全して下さい。	●景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。	6-4-3 都市景観形成の方針 （1）景観資源と眺望を守り、継承する ○眺望景観の保全
	風致地区・緑地帯の見込みは？	●住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、地区計画等の都市計画制度や建築協定等を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。 （現時点では、風致地区等の指定予定はありません。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。）	6-1-3 土地利用の方針 （1）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
住環境整備（住環境）	ブロック塀撤去・転換の推進計画	●狭隘道路については、災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。 ●倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。 （危険ブロック塀等の解消に向けた助成制度については、平成３０年度下半期より緊急措置として「沿道景観形成事業」により工事費に対する助成を行っております。平成３０年度以降につきましては、新たな助成制度の検討を行ってまいります。）	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備
	アパート等の開発の際には、緑化を義務付けておりますが、低木の植栽で済まされています。防災上 高い樹木の植栽を、義務付けてください。	●みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を推進します。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	茅ヶ崎市としての人口目安はあるのですか？（収入源として）人口をむやみに増加させて環境は良くなるのか？（すべての分野に関連している）	（本市の将来人口は、平成３２年約２４万人でピークをむかえ、その後は少しずつ減少すると見込まれています。平成２８年３月に策定した茅ヶ崎市人口ビジョンでは、平成７２年の目標人口を２３万人としています。）	—
都市防災	松浪地区では災害時のクラスター火災が大きな問題となっている。この問題は平成20年度に提起されているが、平成25年度の見直しでも変化なし。クラスターの分断や解消に向けた計画を提案してほしい。	●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 （低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成２４年２月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定するとともに、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成２９年１２月１日に、準防火地域の指定を拡大しました。地域として更に厳しい規制をかける合意ができれば、建築協定や住民協定、景観協定等の活用も考えられます。）	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○災害に備えた機能の整備
	松浪地区には広域避難場所が一箇所出来た。しかし地震災害時、津波警報が出た場合には役に立たない。先般浜竹一丁目と二丁目自治会がクラスター火災を想定して、湘南コランエネジーへの避難訓練を実施した。この際東海道線の踏切を渡る最短ルートは駅間に電車が止まったりして踏切が閉まったままになると、大きく迂回することになる。東海道線の下を通る歩車道の整備を計画に入れて欲しい。	●災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。 ●災害による被害を軽減するため、地震、津波、大規模火災、洪水等の災害種別に応じた避難所・避難場所や延焼遮断帯等の防災上の空間の確保や機能の拡充に努めます。 （都市計画道路として事業化の目処は立っていませんが、東海道線下を南北に結ぶ都市計画道路として、小和田中赤線が必要な路線として位置づけられています。）	6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○地震に強い都市基盤の整備 ○災害に備えた機能の整備
	災害時のコミュニティセンターの位置づけ、機能を明確にしてほしい。	（茅ヶ崎市地域防災計画では、災害時のコミセンの位置づけはありません。） →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	—
	防災上観点から考えると松浪地区は藤沢市の辻堂地区と隣接しており両者の協働は切り離せない。災害時の近接地域の協働を計画に入れて欲しい。	（災害時における近接地域との協働の取り組みについては、藤沢市や平塚市等の県内をはじめ、県外とも相互応援協定を締結し、備えています。 なお、防災に関する具体的な取り組みについては、総合計画基本構想のまちづくりの基本理念の「まちづくり」ではなく、「暮らしづくり」で対応を図ります。） →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	—
	（p14）松浪地区は火災クラスターの代表的な地域です。そのクラスター対策に「延焼遮断帯の整備」とあります。また「自然環境保全・緑地整備」に安心安全で、快適な暮らしを支えるみどりの充実とあり、街路樹や市街地の樹林等保全を進めると有ります。当地区は公園をはじめとする緑地が非常に少なく「緑の創生」をスローガンに掲げてください。	（市街化区域全体でみどりが減少する中で、全ての地域でみどりを増やす必要があることから、将来像の説明を一部修正しました。）	—
その他	茅ヶ崎らしさは都市マスタープランの最大のテーマです。もっと具体的に企及してください。	（都市マスタープランは、本市のあるべき姿を将来都市像として定め、その実現に向けた都市づくりの方向性を示した、いわゆるビジョンの計画になります。具体的な取組内容については、本計画下位の個別の計画で定めており、進行管理しています。）	—

都市マスタープラン意見交換会アンケート（松林地区）

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
土地利用	市街化調整区域の継続	●本市の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵、河川、海岸、農地等の整備・保全をめざします。	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
	商店街の活性化	●住まいの近くに日常生活に必要な施設の維持・整備をめざします。	6-1-3 土地利用の方針 （１）地域特性を生かしたまちづくり ○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり
交通体系整備（交通）	公共交通のルート・本数の見直し	●地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。 （環境面への配慮や高齢者等の移動手段を確保するため、地域の交通の特性を考慮し、路線バスやコミュニティバスに限定せず、デマンド型乗合交通や施設送迎バスの活用等、地域に適した乗合交通のあり方を検討します。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （２）過度に自動車に依存しない交通体系の形成 ○乗合交通の利便性向上
	自転車専用道の整備拡大	●「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備を行うことで風を感じる空間づくり並びに、自転車の有効活用及び利用促進を図ることで暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。 （自転車走行空間の整備については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（自転車ネットワーク計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
	歩行者道路の整備（室田通り）	●交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、警察等関係機関と連携をとりながら、交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。 （歩行空間の整備については、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（歩行空間整備推進計画）」にて整備優先順位を設定しており、個別計画にて進捗を管理しています。なお、室田通りは、長期として位置づけられており、中期を整備後に着手予定となっています。）	6-2-3 交通体系整備の方針 （３）暮らしを楽しむ移動環境の形成 ○歩行者空間・自転車利用環境の整備
自然環境保全・緑地整備（みどり）	緑地保全のための適切な管理	●公園や市街地の樹林、市民緑地、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会を提供するとともに、みどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。 （みどりに関する個別計画である「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の改定を実施しており、当該計画を反映した内容として、身近なみどりに関する方針を記載しています。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○身近なみどりの充実
	千ノ川の改修を行い、せせらぎ歩道の整備を希望	●樹林や農地、公園・緑地等と河川が連続したみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働による取組をめざします。 ●浸水の軽減のため、公共下水道（雨水）の管渠やポンプ場の整備、市が管理する千ノ川の護岸整備を、下流側の河川の整備状況を踏まえて進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。 （千ノ川の改修に関しましては、都市マスタープランの計画期間である今後１０年間においては浸水軽減対策を優先し、引き続き準用河川区間の護岸整備を進めていきます。なお、「せせらぎ歩道」に関しては、「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」に「川に親しみ、憩える場所の創出」という構想がある中で、せせらぎを感じられるような歩道等の整備について、護岸整備の進捗を見定めながら検討していきます。）	6-3-3 自然環境保全・緑地整備の方針 （１）人々がふれあうみどりの充実 ○立地ごとのみどりの充実 6-6-3 都市防災の方針 （１）災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり ○雨に強い都市基盤の整備
都市景観形成（景観）	—	—	—
住環境整備（住環境）	空き家対策	●空き家・空き地等の発生予防及び適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活用をめざします。	4-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○空き家・空き地等への施策推進
	公園やスポーツ広場など子どもの遊べる場所	●まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、人々の交流の場づくりをめざします。 ●公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域へ、クラスター（延焼運命共同体）の状況や空き地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討します。	4-5-3 住環境整備の方針 （１）快適な住環境の形成 ○良好な住環境の形成 ○快適な住環境を支える都市基盤整備の推進継続

分野	内容	対応（新都市マスタープランでの記載内容）	新都市マスタープランでの記載箇所
都市防災	街頭消火器・防犯灯の増設	●犯罪の発生しやすい死角や暗がり減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域住民による見守りを促進します。（防犯灯） ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。（街頭消火器）	6-5-3 住環境整備の方針 （2）安心して住み続けられる住環境の形成 ○地域の見守りの推進 6-6-3 都市防災の方針 （3）自助・共助による取組の促進 ○地域と取り組む防災対策
	防災リーダー研修のフォローアップ	●日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。 ●避難所打合会や地区防災訓練等の機会を通じて、避難所の円滑な開設や運営を行う体制の構築をめざします。 ●茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。 ●いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等の地域の防災活動を支援します。 →当該の内容は、庁内関係課へ伝達しました。	6-6-3 都市防災の方針 （3）自助・共助による取組の促進 ○一人ひとりの防災意識の向上 ○地域と取り組む防災対策
その他	—	—	—